

茨城県光化学スモッグ対策要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）第23条に定めるオキシダントによる緊急時の措置について必要な事項を定めるものとする。

(測定方式及び場所)

第2条 オキシダントの大気中における濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省通商産業省令第1号）第18条に規定する測定法により別表第1の測定場所（以下「測定点」という。）で行うものとする。ただし、県民生活環境部長が必要と認めたときは、測定点以外の場所においても測定するものとする。

(対象地域)

第3条 この要綱の対象地域は、別表第2に掲げるとおりとする。

(情報の収集及び伝達)

第4条 光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、大気汚染常時監視システムによりオキシダント濃度を監視するとともに、必要に応じて、気象庁から気象情報の収集及び関係各都県からオキシダント濃度の収集を行うものとする。

(緊急時の区分並びに発令及び解除の基準)

第5条 緊急時の区分は、光化学スモッグ予報、光化学スモッグ注意報、光化学スモッグ警報及び光化学スモッグ重大警報とする。

2 前項の発令及び解除は、別表第3のとおりとする。

(緊急時の発令及び解除)

第6条 オキシダントの測定値が、別表第3に定める発令基準に達したときは、第3条に定める地域ごとに緊急時の発令をするものとする。ただし、当該地域の自然的条件を考慮して周辺の市町村の区域を含めて発令することが適当と認められるときは、県民生活環境部長は、その区域を含めて発令するものとする。

2 解除の場合も同様とする。

3 前項の発令及び解除の決定は、県民生活環境部長が行うものとする。

(緊急時の措置)

第7条 県民生活環境部長は、緊急時の発令又は解除をしたときは、別表第4の連絡系統により関係機関等へ通報するとともに、当該緊急時の区分に応じ、別表第5に掲げる措置を講ずるものとする。

(燃料使用量等の減少計画の届出)

第8条 ばい煙発生施設を定格能力で運転する場合、排出ガス量の合計が、工場・事業場単位で1万Nm³/H以上のばい煙発生施設を設置している者は、緊急時の発令がなされたときに講ずべき燃料使用量等減少措置実施計画を別紙様式1により知事に提出するものとする。

(被害発生状況の収集及び調査等)

第9条 光化学スモッグによる被害届出を受けた関係機関は、別表第6の被害の連絡系統により所轄の環境政策課又は県民センターへ通報し、通報を受けた環境政策課又は県民センターは環境対策課へ電話により速やかに報告するものとする。

2 被害届出を受けた環境政策課又は県民センターは、調査を実施の上、その状況を別紙様式3によりとりまとめ、県民生活環境部長に報告するものとする。

3 被害状況の報告は、第5条の規定に基づく緊急時の発令の有無にかかわらず行うものとする。

(発令期間)

第10条 緊急時の発令は、原則として毎年4月から10月までの間実施するものとする。

(関係市町村の協力)

第 11 条 緊急時の措置を行うにあたっては、関係市町村長に対し、必要な協力を求めるものとする。

(その他)

第 12 条 県民生活環境部長は、光化学スモッグ警報及び光化学スモッグ重大警報が発令されたときは、発令地域内に所在する県関係機関に対し、公用車の運転を差し控えるように要請するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 「茨城県光化学スモッグ対策要綱」(昭和 50 年 4 月 1 日施行)は廃止する。
- 3 この要綱の施行前にすでに提出されている排出ガス量減少計画は、改正後のこの要綱第 8 条の規定により知事に提出された排出ガス量減少計画とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 10 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 19 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
付 則
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
付 則
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
付 則
- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
付 則
- 1 この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

(別表第1)

測 定 場 所

東 茨 城 大 戸	東茨城郡茨城町大戸、大戸小学校
日 立 市 役 所	日立市宮田町、日立市役所観測所
日 立 多 賀	日立市末広町、多賀消防署
日 立 南 部	日立市下土木内町、東小沢小学校
常 陸 太 田	常陸太田市稲木町、佐竹市民ふれあいセンター
常 陸 那 珂 勝 田	ひたちなか市東石川、ひたちなか市役所
那 珂	那珂市菅谷、菅谷東小学校
高 萩 本 町	高萩市本町、市営駐車場 本町駐車場
北 茨 城 中 郷	北茨城市中郷町上桜井、中郷第一小学校
鉾 田	鉾田市鉾田、旧鉾田保健所
鹿 嶋 宮 中	鹿嶋市城山、鹿嶋高校
神 栖 下 幡 木	神栖市下幡木、下幡木公民館
神 栖 消 防	神栖市溝口、神栖消防署
神 栖 横 瀬	神栖市横瀬、旧横瀬公民館
波 崎 太 田	神栖市須田、波崎第三中学校
潮 来 保 健 所	潮来市大洲、潮来保健所
土 浦 保 健 所	土浦市下高津、土浦保健所
つ く ば 高 野	つくば市高野、つくば市豊里窓口センター
石 岡 杉 並	石岡市杉並、石岡市保健センター
竜 ケ 崎 保 健 所	龍ヶ崎市、龍ヶ崎保健所
取 手 市 役 所	取手市寺田、取手市役所
江 戸 崎 公 民 館	稲敷市江戸崎甲、旧江戸崎公民館
古 河 保 健 所	古河市北町、古河保健所
古 河 市 役 所	古河市下大野、古河市役所
筑 西	筑西市二木成、筑西合同庁舎
下 妻	下妻市下妻乙、旧霞ヶ浦用水事業推進事務所
常 総	常総市水海道森下町、旧常総保健所

(別表第2)

対 象 地 域

発 令 地 域 区 分		市 町 村 名
予 報	注 意 報	
北 部 地 域	水 戸 地 域	水戸市、茨城町、大洗町
	日 立 地 域	日立市、常陸太田市
	ひたちなか地域	ひたちなか市、東海村、那珂市
	高 萩 地 域	高萩市、北茨城市
東 部 地 域	鉾 田 地 域	鉾田市、行方市
	鹿 島 地 域	鹿嶋市、神栖市
	潮 来 地 域	潮来市
南 部 地 域	土 浦 地 域	土浦市、つくば市、美浦村、阿見町、つくばみらい市
	石 岡 地 域	石岡市、かすみがうら市、小美玉市
	竜ヶ崎地域	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、河内町、利根町
西 部 地 域	古 河 地 域	古河市、五霞町、境町
	筑 西 地 域	結城市、筑西市、桜川市
	下 妻 地 域	下妻市、八千代町
	常 総 地 域	常総市、守谷市、坂東市

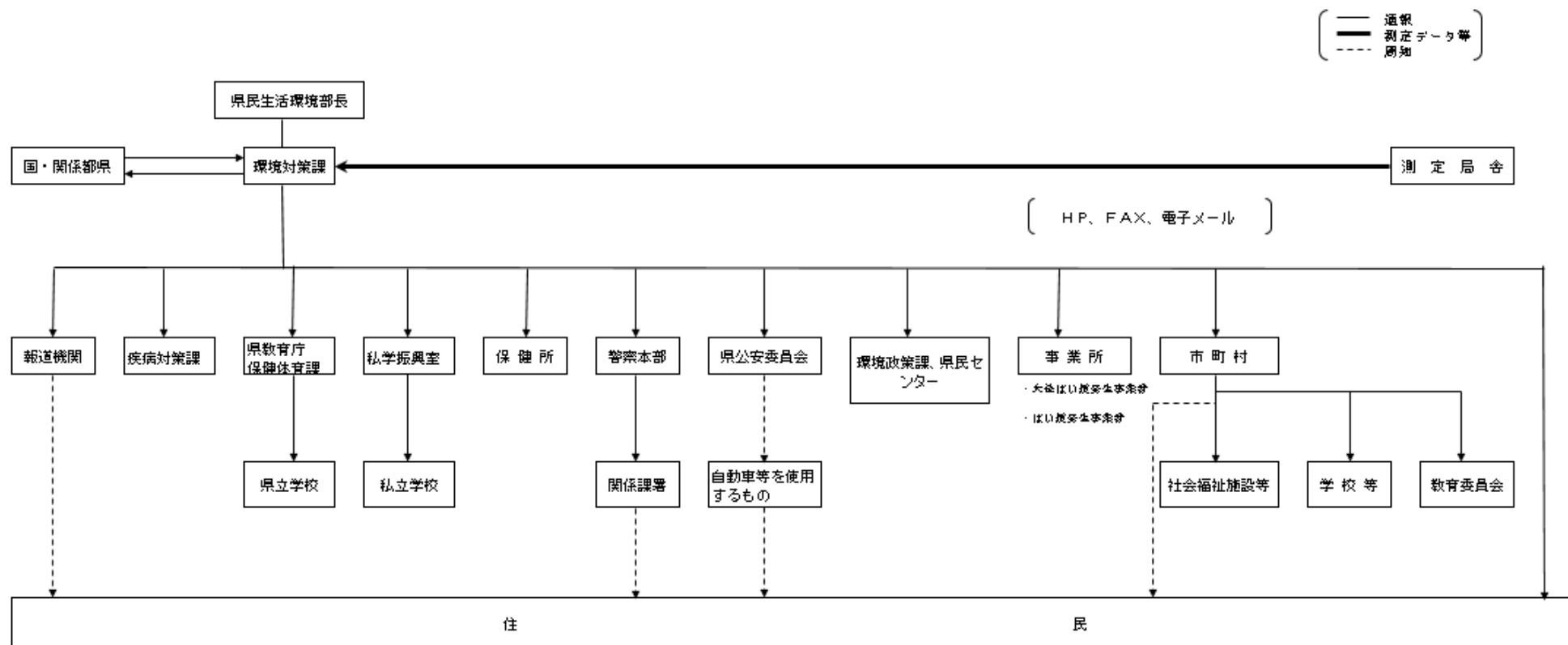
(別表第3)

発令及び解除の基準

区 分	発 令 の 基 準	解 除 の 基 準
光化学スモッグ予報	次のいずれかに該当する状態が発生したとき。 1. 気象条件からみて、下三欄に規定する状態が発生することが予想されるとき。 2. オキシダントの大気中における含有率が下三欄に掲げる状態に近く、かつ、当該状態がさらに悪化することが予想されるとき。	左に掲げる状態がないと認められるとき。
光化学スモッグ注意報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定点において、オキシダント測定値が0.12ppm未満であって、気象条件からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。
光化学スモッグ警報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定点において、オキシダント測定値が0.24ppm未満であって、気象条件からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。
光化学スモッグ重大警報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.4ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	発令地域内の測定点において、オキシダント測定値が0.4ppm未満であって、気象条件からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。

(別表第4)

光化学スモッグ緊急時連絡系統図



(別表第5)

緊急時における措置

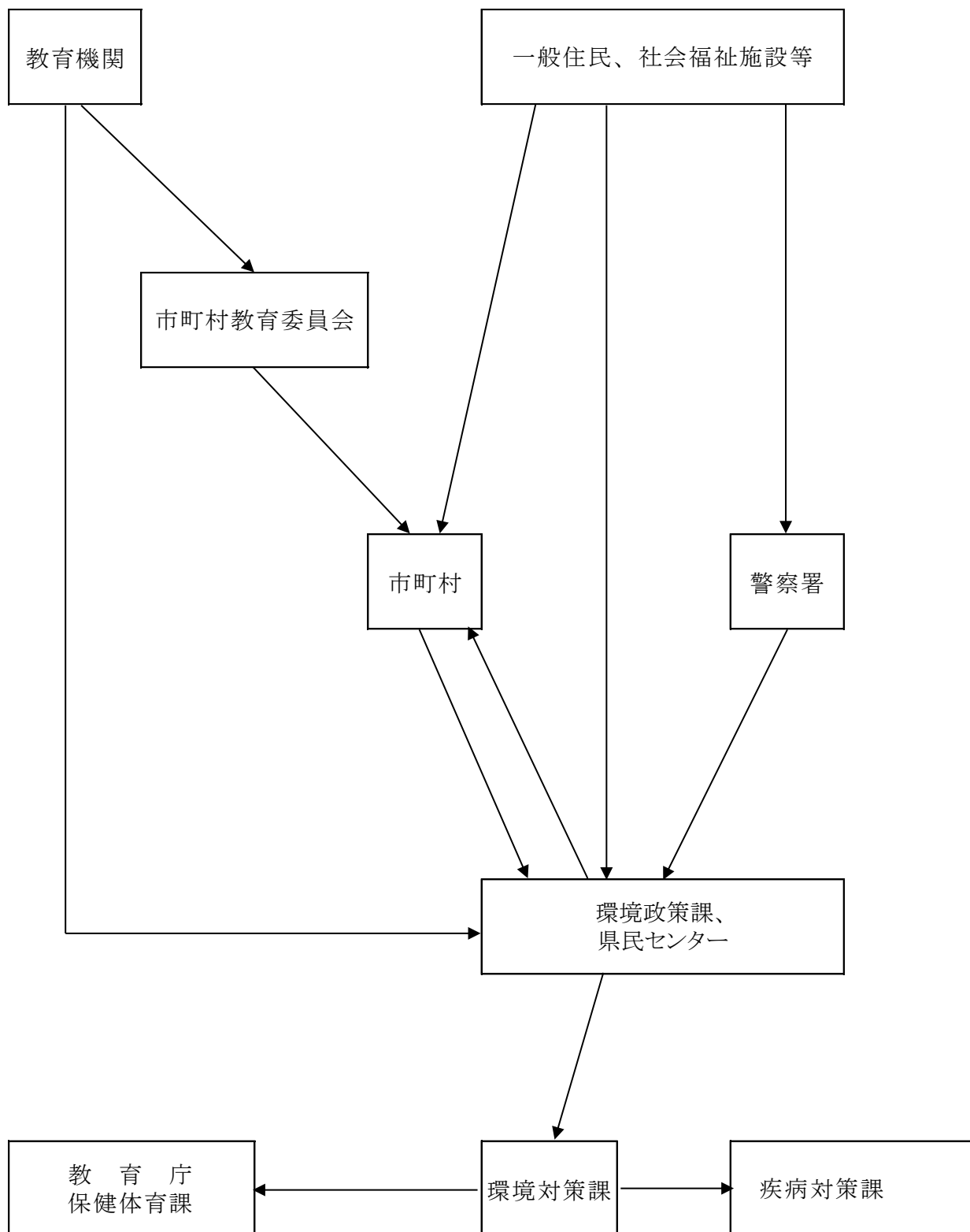
区 分	事 項
1. 一般への 周知	(1) 目、のどに刺激を感じたときは、洗眼、うがい等を行うとともに、最寄りの環境政策課、県民センター、市町村役場又は警察署に連絡すること。 (2) ぜんそく、呼吸器疾患、特異体質等の者は、外出しないようにすること。 (3) 学校、幼稚園、保育所等においては、状況に応じ屋外運動を中止すること。 (4) 学校、病院、診療所等においても窓を閉めるようにすること。 (5) 自動車等を使用する者は、その運行を差し控えるようにすること。 (6) 屋外での燃焼行為をしないこと。（焼却炉等による燃焼も極力さけること。）
2. 事業者に 対する措置	(1) 予報時 ばい煙発生施設を定格能力で運転するとき、工場・事業場単位の総排出ガス量を毎時4万立方メートル以上排出する工場及び事業場（以下「大量ばい煙発生事業者」という。）に対し、注意報等の発令に際し、速やかに所要の措置をとることができるよう準備を求めるとともに、燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛によって、ばい煙の排出量を減少するよう協力を求める。 (2) 注意報時 ア 大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量等又はばい煙中の窒素酸化物の量の20パーセント程度削減するよう協力を求める。 イ ばい煙発生施設を定格能力で運転するとき、工場・事業場単位の総排出ガス量を毎時1万立方メートル以上排出する工場及び事業場（大量ばい煙発生事業者を除く。以下「ばい煙発生事業者」という。）に対し、警報等の発令に際し、速やかに所要の措置をとることができるよう準備を求めるとともに、燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛等によって、ばい煙の排出量を減少するよう協力を求める。 (3) 警報時 ア 大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量等又はばい煙中の窒素酸化物の量の40パーセント程度削減するよう勧告する。 イ ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量等又はばい煙中の窒素酸化物の量の20パーセント程度削減するよう協力を求める。

区 分	事 項
2. 事業者に対する措置	(4) 重大警報時 ア 大量ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量等又はばい煙中の窒素酸化物の量の 40 パーセント程度削減するよう命令する。 イ ばい煙発生事業者に対し、通常の燃料使用量等又はばい煙中の窒素酸化物の量の 20 パーセント程度削減するよう命令する。 ウ 大量ばい煙発生事業者及びばい煙発生事業者は、命令を受けた場合は、ただちにその措置を講ずるとともに、その旨を電話で所轄の環境政策課又は県民センター（ばい煙発生事業者にあつては、市町村）に報告しなければならない。 エ 県公安委員会に対し、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 110 条の 2 第 1 項の規定により措置をとるべきことを要請する。 (5) 措置の報告及び確認 ア 第 7 条の緊急時の措置が行われたときは、大量ばい煙発生事業者及びばい煙発生事業者は、別紙様式 2 により、緊急時の発令のあった月毎に措置状況を所轄の環境政策課又は県民センターへ報告するものとする。 イ 県民生活環境部長は、必要があるときは、パトロール等により事業者の行った措置の確認を行うものとする。

(別表第6)

(別表第6)

被害の連絡系統図



(別紙様式1)

オキシダントに係る緊急時の燃料使用量等 減少措置実施計画（変更）届出書

年 月 日

環境政策課

茨城県

長 殿

県民センター

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
てはその代表者の氏名

茨城県光化学スモッグ対策要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場 の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場 の所在地	TEL ()	※ 受 理 年 月 日	
燃料使用量等の 減少計画	別紙のとおり	※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	

備考1 ※の欄には、記載しないこと。

2 届出書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

燃 料 使 用 量 等 の 減 少 計 画

燃料使用量等を減少しようとするばい煙発生施設の種類			
上記ばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号			
燃料及び原料の種類		燃原料の 1 時間当たりの使用量	
工場又は事業場単位の窒素酸化物排出量 (通常排出量・Nm ³ /H)			

減 少 計 画 の 内 容	予 報	燃料使用量減少のための措置	
		NO _x 減少のための措置	※
		その他の方法（具体的に）	
	注 意 報	燃料使用量減少のための措置	
		NO _x 減少のための措置	※
		その他の方法（具体的に）	
	警 報	燃料使用量減少のための措置	
		NO _x 減少のための措置	※
		その他の方法（具体的に）	
	重 大 警 報	燃料使用量減少のための措置	
		NO _x 減少のための措置	※
		その他の方法（具体的に）	
確認方法			

(注) ※の欄は実測値のある場合のみ記入すること。その場合、測定法、測定データ等措置効果の確認のできる資料を添付すること。

(別紙様式2)

燃料使用量等減少措置状況報告書

年 月 日

環境政策課
茨城県 長 殿
県民センター

報告者
氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
はその代表者の氏名

減 少 措 置 年 月 日		年 月 日			
減少措置時間	開始 時 分 終了 時 分	発令された情報 等の区分			
減少措置をした 施設の種類	減少措置をした時間	減少措置直 前の燃料使 用量 リットル／H	減少措置直 前の窒素酸 化物量 Nm ³ /H	減少措置に より削減し た燃料使用 量 リットル／H	減少措置に より削減し た窒素酸化 物量 Nm ³ /H
	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分				
合 計					
		減少率 (%)			
備 考					

(別紙様式3)

光化学スモッグによる被害状況報告書

第 号
年 月 日

殿

長

発生年月	月 日 AM ~ 頃 PM まで				
発生場所			所在	市 町 村	
被害人員	1 小学生	男 人	人中 異常者 人	1 屋内（窓開・閉）	人
	2 中学生	女 人		2 屋 外	人
	3 高校生			3 その他	人
	4 一 般	計 人			
症 状 1. 眼 : チカチカした、痛かった、涙が出た、その他（ ） 2. の ど : 痛みあり、痛みなし 3. せ き : あ り、 な し 4. た ん : あ り、 な し 5. 息苦しい : あ り、 な し 6. めまい : あ り、 な し 7. その他 : 頭痛（あり、なし）、嘔気（あり、なし） 脱力感（だるさ）（あり、なし）					
処 置 1. 入 院 2. 帰 宅 3. 休 息 4. 洗 眼 5. うがい 6. 安 静 7. 医師の手当 8. その他					
回復に要した時間	煙霧の有無		臭気刺激の有無		
			有 無（ ど ん な 臭 い ）		
参 考					

発 生 場 所 又 は 施 設 の 略 図